

養老機構管理弁法

中華人民共和國民政部法令第 49 号

＜ご利用にあたって＞

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和國事務所

『養老機構（訳注：介護施設に相当）管理弁法』は 2013 年 6 月 27 日に開催された民政部の部務会議において可決された、ここに公布し、2013 年 7 月 1 日より施行することとする。

部長：李立国
2013 年 6 月 28 日

養老機構管理弁法

第一章 総則

第一条 養老機構の管理を規範化し、養老事業の健全な発展を促進するために、『中華人民共和國高齢者權益保障法』及び関連する法律や行政法規に基づいて、「本弁法」を制定することとする。

第二条 「本弁法」でいう養老機構とは、『養老機構設立許可弁法』に基づいて設立され、また法律により登録手続きをされた、高齢者に対してグループ宿泊と介護サービスを提供する施設を指す。

第三条 國務院の民政部は、責任を持って全国にわたる養老機構の指導、監督および管理を担当する。

また、県レベル以上の地方人民政府の民政部は、当該行政地域内における養老機構の指導、監督および管理の仕事を責任を持って担当する。

第四条 養老機構は法律に基き、入居している高齢者の合法的權益を保障しなければならない。

養老機構に入居している高齢者は、施設の規則を守らなければならない。

第五条 県レベル以上の地方人民政府の民政部門は、当該レベルの人民政府が立てた国民経済・社会発展計画案や関連する企画に基づいて、関係部門と協力して養老機構の建設計画を立案するとともに、各方面の力を合わせて計画の実施をしなければならない。

第六条 政府が投資して設立した養老機構は、身寄りのない高齢者や、優先的に保護される者（注：現役軍人、退役軍人およびその家族・遺族を指す）、または、経済的に困難な独居老人・配偶者のいない高齢者、自立生活能力を失った高齢者や後期高齢者など的高齢対象者に対して、優先的にサービスの提供を保障しなければならない。

第七条 民政部門は関係部門と協力して措置を取り、企業や公共事業団体、社会組織、または個人による養老機構の設立と運営を奨励したり支援したりしなければならない。

市民、法人もしくはその他の組織に対して、養老機構のための寄付やボランティア活動を奨励する。

第八条 民政部門は、養老機構においてサービスの提供や運営管理の面で顕著な成績を収めた団体や個人に対して、国の定めた関連規定に基づいて表彰と奨励を行う。

第二章 サービス内容

第九条 養老機構はサービス契約書に基づいて、入居の高齢者に対して日常生活の補助、リハビリ介護、精神的なケア、娯楽レクリエーションなどのサービスを提供する。

第十条 養老機構が提供するサービスは、国が定めた養老機構の運営に関する基本的規範などのような国家や業界の基準と規範に適さなければならない。

第十一条 養老機構が高齢者に対してサービスを提供する際に、サービスを受ける高齢者本人またはその代理人との間にサービス契約を結ばなければならない。

サービス契約書には以下の事項を明記すること。

- (一) 養老機構の名称、住所、法定代理人または主要責任者、連絡先；
- (二) 高齢者とその代理人および高齢者が指定した常用連絡者の氏名、住所、身分証明書と連絡方法；
- (三) サービス内容とサービス方法；
- (四) 費用徴収の基準および費用の支払い方法；
- (五) サービスを提供する期限と場所；
- (六) 当事者の権利と義務；
- (七) 契約書の変更、解除および中止に関する条件；
- (八) 契約を違反した場合の責任；
- (九) 突発事故による傷害の責任認定および争議の解決方法。
- (十) 当事者の間で協議したその他の内容。

サービス契約書の見本は国務院の民政部門によって別に制定される。

第十二条 養老機構は、食事、着替え、排泄、入浴、レクリエーション活動などの高齢者の日常ニーズを満たすための生活支援サービスを提供しなければならない。

養老機構は高齢者向けの居室を提供するとともに、入居者の安全性を確保できる適切な施設、設備や用具を備えなければならない。また、定期的に高齢者の活動場所と物品に対して消毒と洗浄を行わなければならない。

養老機構が提供している食事サービスは、衛生基準を満たし、高齢者の栄養バランスにも配慮し、民族的風俗や習慣に適したものでなければならない。

第十三条 養老機構は入居評価制度を設け、高齢入居者の健康状態を評価するとともに、サービス契約書および高齢者の生活自立能力に基づいて要介護度をいくつかの段階に分類して、それぞれに応じた介護サービスを提供する。

養老機構は高齢入居者のために健康管理ファイルを作成し、定期的に健康診断を受けさせ、疾病の予防に努めなければならない。

養老機構は、医療診療所を開設することや、周辺の医療機関の協力を得るなどの方法を通して、高齢入居者に医療サービスを提供することができる。養老機構が医療診療所を開設する場合、法律に基づいて診療所の開業許可証を取得しなければならない。また、医療機関の管理に関する法律や法規に従って診療所を管理しなければならない。

第十四条 養老機構は、高齢入居者が突然重篤な状態に陥った場合には、直ちに代理人または常用連絡者に連絡するとともに、医療機関に入院させ治療を受けさせなければならない。また、高齢入居者が伝染病者または精神病患者だと疑われる場合は、伝染病予防や精神衛生に関する法律・法規の規則に基づいて対処しなければならない。

第十五条 養老機構は高齢者のニーズに基づいて、心のケア、心理的カウンセリング、危機介入のカウンセリングなどの精神的ケアサービスを提供しなければならない。

第十六条 養老機構は高齢者に適した文化活動、スポーツ、娯楽活動を展開し、入居者の文化的精神的側面における生活を豊かなものにしなければならない。
養老機構は文化活動、スポーツ、娯楽活動を実施する際、高齢者のための安全措置を講じなければならない。

第三章 内部管理

第十七条 養老機構は国の定めた関連規定に基づき、健全たる安全、消防、衛生、財務、個人ファイルの管理などの規則制度を設け、サービス基準および業務手順を制定して公表しなければならない。

第十八条 養老機構はサービス提供と運営に適した職員を配置し、法律に基づいて職員と採用契約書と労働契約書を結ばなければならない。

養老機構において医師、リハビリ担当の理学療法士や作業療法士、ソーシャルワーカーなどの専門職に従事する専門技術者は、関連部門が発行した専門技術のスキルレベル（等級）が記された証書を用いて仕事を展開しなければならない。介護支援専門員などのケアワーカーは専門的技能の研修を受け、試験に合格し証書を取得してはじめて入職することができる。

養老機構は職員に対して、定期的に職業道德の教育や業務研修を実施しなければならない。

第十九条 養老機構は登録の種類、事業の性質、施設の設備条件、管理水準、サービスの質、要介護度などの要素に基づいて、サービス種類ごとの費用基準を決定する。

養老機構は目立つ場所にサービスの種類ごとの費用基準と費用徴収の根拠を掲示し、国や地方政府が定めた価格管理に関する規定を守らなければならない。

第二十条 養老機構は国の関連規定に基づいて金銭の寄付や物資の寄贈を受領し使用するとともに、ボランティアサービスも受け入れなければならない。

第二十一条 養老機構は 24 時間体制で勤務に当たり、高齢者の安全性を保障しなければならない。

第二十二条 養老機構は法律に基づき消防安全の職責を履行し、消防安全の管理制度を健全に実行させなければならない。具体的には、消防業務の責任制の実施、消防設備と器材の配置・維持、日常的な防火検査の実施、消火や緊急避難に関する消防安全研修の定期的な実施である。

第二十三条 養老機構は突発事件に対応するための予備対策を制定しなければならない。

突発事件や事故が発生したら、養老機構は直ちに緊急措置を取り、突発事件の応急管理の職責分担に基づいて関係部門に報告すると同時に、応急処置の結果を施設の開設許可をしている民政部门や所在地の民政部门に報告しなければならない。

第二十四条 施設の運営におけるリスクを減少させるために、養老機構に対して責任保険への加入を奨励する。

第二十五条 養老機構は高齢入居者の個人情報に関する記録ファイルを作成し、関連するオリジナルデータとともに適切に保管しなければならない。

養老機構は高齢入居者の個人情報を保護しなければならない。

第二十六条 養老機構は、常に高齢者の意見や提案を聞き、入居者が施設のサービスと管理運営に対して監督・促進ができるように、体制を整備しなければならない。

第二十七条 養老機構が変更や運営中止などの原因でサービスの提供を一時停止したり、中止したりする場合は、サービスの一時停止または中止の 60 日前までに、その開設を許可している民政部门に提出しなければならない。その計画書には、入居中の高齢者数、転居計画及び実施日時などの事項を明記しなければならない、また許可を得てから始めて実施することができる。

民政部门は養老機構の転居計画案を受け取った日より 20 日以内に審査を完成しなければならない。

民政部门は養老機構に対して直ちに転居計画を実施するように促し、その高齢入居者が順調に転居できるように支援を提供しなければならない。

第四章 監督検査

第二十八条 民政部門は開設許可の実施権限に基づいて、書面検査や実地監査などの方法を通して養老機構に対する監督検査を行い、その検査結果を社会に公開しなければならない。上級の民政部門は下級の民政部門に委託して監督検査を実施してもよい。

養老機構は毎年3月31日までに、開設許可を実施している民政部門に前年度の業務報告を提出しなければならない。年度業務報告には、サービスの範囲、サービスの質、運営管理の状況などの内容を含む必要がある。

第二十九条 民政部門は養老機構に対する評価制度を確立し、施設の人事、設備、サービス、管理、社会的信用などの状況について定期的に総合評価を行わなければならない。

養老機構に対する評価の実施は第三者に委託してもよいが、評価の結果は社会に公開しなければならない。

第三十条 民政部門は定期的に高齢者介護サービス業界に対する統計調査を行わなければならない。養老機構は、早急に正確な関連情報を報告しなければならない。

第三十一条 民政部門は養老機構の管理に関する告発制度や苦情処理制度を確立しなければならない。

民政部門は告発や苦情を受理後、直ちに事実を確認し、処分を行わなければならない。

第三十二条 上級の民政部門は下級の民政部門に対して指導や監督を強化し、養老機構の管理における規定に違反する行為や違法行為を早急に是正しなければならない。

第五章 法律責任

第三十三条 養老機構に以下の行為が発生した場合、開設許可を実施している民政部門が責任を持ってその是正を命じることとする。事案が重大である場合は、養老機構に対して3万元以下の罰金を科さなければならない。犯罪行為があった場合は、法律に基づいて施設の刑事責任を追及しなければならない。

- (一) 高齢入居者またはその代理人との間にサービス契約書を結んでいない場合。または、契約書が規定を満たさない場合；
- (二) 国が定めた関連基準や規定に基づいてサービスを提供していない場合；
- (三) 配置された職員の資格が規定を満たさない場合；
- (四) 監督検査を担当している民政部門に対して、実情の隠蔽、虚偽資料の提出や、実際の活動状況を反映する資料提出の拒否等のあった場合；
- (五) 養老機構の居室やスペース、施設・設備を利用して、介護サービスと関係のない活動を展開した場合；
- (六) 高齢入居者に対して差別、侮辱、虐待、遺棄、または高齢者の合法的権益を侵害するその他の行為があった場合；
- (七) 無断でサービス提供を一時停止または中止した場合；
- (八) 法律、法規及び規則に規定されたその他の違法行為があった場合。

第三十四条 民政部門およびその職員が「本弁法」の関連規定に違反した場合は、上級の行政機関が責任を持ってその是正を命じる。事案が重大である場合は、法律に基づいて、直接責任を負う担当者やその他の直接責任者に対して行政処分を行う。犯罪がある場合は、その責任者に対して法律に基づく刑事責任を追及する。

第六章 附則

第三十五条 光荣院、農村部の五保世帯（訳註：国から「衣料・食料・燃料・教育・葬儀」という五つの側面の保障が提供される。働く能力がなく身寄りのない者。いわゆる生活保護世帯）を対象とした福祉施設などの養老機構の管理に関しては、別に国による規定があるため、当該規定に基づいて運営管理を実施する。

第三十六条 「本弁法」は、2013年7月1日より施行される。

原文リンク：

<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/fvfg/shflhshsw/201306/20130600480076.shtml>